

人 事 行 政 の 運 営 等 の 公 表

当企業団の人事行政の公平性・透明性を高めるため、「邑楽館林医療企業団人事行政の運営等の状況の公表に関する条例」に基づき、令和6年度における職員の任命、給与、勤務条件などの状況をお知らせします。

1 職員の任免及び職員数に関する状況

(1) 採用状況 「令和6年度 採用者 37名」

内訳 医師 10名 看護職 18名 医療技術職 5名
事務職 1名 労務職 3名

(2) 退職状況 「令和6年度 退職者 33名 (定年退職 3名 含む)」

内訳 医師 9名 看護職 17名 医療技術職 2名
事務職 3名 労務職 2名

(3) 部門別職員数の状況 (各年4月1日)

区 分		職 員 数			令和5年から令和6年の主な増減理由
部 門		令和4年	令和5年	令和6年	
病院事業	医療職	43	47	47	
	看護職	269	268	264	退職者の人数に対し、新規入職者数が少なかった為
	医療技術職	103	106	106	
	事務職	55	58	57	
	労務職	17	17	15	調理師の退職による減少の為
	計	487	496	489	
看護師養成事業	教員職	11	12	11	退職者の人数に対し、入職者が少なかった為
	事務職	1	1	1	
	計	12	13	12	
合 計		499	509	501	

※ 職員数は、特別職を除いた一般職に属する職員数であり、地方公務員の身分を有する休職者及び構成団体からの派遣職員を含み、嘱託職員及び臨時職員を除いています。

2 職員の給与の状況

(1) 職員給与費の状況

令和6年度病院事業当初予算

職員数 (A)	給 与 費				1人あたりの 給与費(B/A)
	給料	職員手当	期末勤勉手当	計(B)	
人	千円	千円	千円	千円	千円
512	1,856,482	977,657	1,151,852	3,985,991	7,785

※職員手当には、退職手当は含みません。

(2) 職員の初任給の状況（令和6年4月1日現在）

区 分	医療職	薬剤師 医療技術職	看護職	事務職 福祉職	技能労務職
大学卒	354,000円	244,400円 232,500円	257,100円	220,000円	—
短大3卒	—	224,900円	253,100円		
短大2卒	—		249,400円	204,400円	
高校卒	—	—	—	188,000円	183,500円

※令和6年 人事院勧告に基づく初任給

(3) 職員の平均給料月額、平均給与月額及び平均年齢の状況（令和6年4月1日現在）

区 分		平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
病院事業	医療職	48.0歳	521,577円	1,185,624円
	医療技術職	37.9歳	286,612円	369,856円
	看護職	39.0歳	267,812円	332,693円
	事務職	39.1歳	266,518円	317,495円
	労務職	45.1歳	279,507円	290,545円
看護師 養成事業	教員職	46.5歳	330,227円	402,446円
	事務職	57.0歳	405,300円	541,200円

※平均給与月額は、給料月額と諸手当の額を合計したものです。

(4) 職員手当の状況

◇期末・勤勉手当及び退職手当

(令和6年度)

区 分		支給割合	
		期末	勤勉
期末・勤勉 手当	6 月期	1. 225月分 (1. 025月分)	1. 025月分 (1. 225月分)
	1 2 月期	1. 275月分 (1. 075月分)	1. 075月分 (1. 275月分)
	計	2. 500月分 (2. 100月分)	2. 100月分 (2. 500月分)

※期末・勤勉手当の表中の () 内は、課長職相当以上の支給割合です。

◇退職手当

(令和6年度)

区 分		支給割合	
		自己都合退職	定年退職
退職手当	最高限度額	47. 709月分	47. 709月分
	勤続 2 0 年	19. 6695月分	24. 586875月分
	勤続 2 5 年	28. 0395月分	33. 27075月分
	勤続 3 0 年	34. 7355月分	40. 80375月分

◇扶養手当等

(令和6年度)

区 分 種 類	邑 楽 館 林 医 療 企 業 団	国																												
扶養手当	・ 配偶者、父母等6, 500円 ※部長職以上の場合3, 500円 ・ 子10, 000円 ※16歳から22歳までの子(加算)5, 000円	同じ																												
住居手当	(借家の場合) 自ら居住するための住居を借り受け家賃を支払っている職員が対象 家賃額に応じて支給 最高支給限度額 28, 000円	同じ																												
通勤手当	(自動車などの交通用具使用者の場合) 【片道】 <table><tr><td>2km未満</td><td>0円</td><td>2km以上 5km未満</td><td>2, 000円</td></tr><tr><td>5km以上10km未満</td><td>4, 200円</td><td>10km以上15km未満</td><td>7, 100円</td></tr><tr><td>15km以上20km未満</td><td>10, 000円</td><td>20km以上25km未満</td><td>12, 900円</td></tr><tr><td>25km以上30km未満</td><td>15, 800円</td><td>30km以上35km未満</td><td>18, 700円</td></tr><tr><td>35km以上40km未満</td><td>21, 600円</td><td>40km以上45km未満</td><td>24, 400円</td></tr><tr><td>45km以上50km未満</td><td>26, 200円</td><td>50km以上55km未満</td><td>28, 000円</td></tr><tr><td>55km以上60km未満</td><td>29, 800円</td><td>60km以上</td><td>31, 600円</td></tr></table> (交通機関利用者の場合) 6か月定期券等の価格による一括支給 ただし、最高支給限度額(1か月あたり)55, 000円	2km未満	0円	2km以上 5km未満	2, 000円	5km以上10km未満	4, 200円	10km以上15km未満	7, 100円	15km以上20km未満	10, 000円	20km以上25km未満	12, 900円	25km以上30km未満	15, 800円	30km以上35km未満	18, 700円	35km以上40km未満	21, 600円	40km以上45km未満	24, 400円	45km以上50km未満	26, 200円	50km以上55km未満	28, 000円	55km以上60km未満	29, 800円	60km以上	31, 600円	同じ
2km未満	0円	2km以上 5km未満	2, 000円																											
5km以上10km未満	4, 200円	10km以上15km未満	7, 100円																											
15km以上20km未満	10, 000円	20km以上25km未満	12, 900円																											
25km以上30km未満	15, 800円	30km以上35km未満	18, 700円																											
35km以上40km未満	21, 600円	40km以上45km未満	24, 400円																											
45km以上50km未満	26, 200円	50km以上55km未満	28, 000円																											
55km以上60km未満	29, 800円	60km以上	31, 600円																											

(5) 級別職員数の状況 (令和6年4月1日現在)

病院事業

区 分		1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	計
医療職	標準的な職務	医員	医長	診療科部長 診療科副部長	院 長 副院長 医療部長					
	職員数	5人	7人	31人	4人					47人
	構成比	10.6%	14.9%	66.0%	8.5%					100%
医療技術職	標準的な職務	技師等	薬剤師 技師等	主査 主任	室長補佐 補佐代理	副部長 室長	部長			
	職員数	4人	46人	44人	8人	3人	1人			106人
	構成比	3.8%	43.5%	41.5%	7.5%	2.8%	0.9%			100%
看護職	標準的な職務	准看護師	助産師 看護師 准看護師	主任	看護副師長	看護副部長 看護師長	看護部長			
	職員数	0人	124人	100人	24人	15人	1人			264人
	構成比	0.0%	47.0%	38.0%	9.1%	5.7%	0.4%			100%
事務職	標準的な職務	主事補等	主事	主査 主任	係長 係長代理	課長補佐 室長補佐 主幹	課長 室長	事務部長 参事	事務部長 参事	
	職員数	2人	15人	26人	7人	3人	3人		1人	57人
	構成比	3.5%	26.3%	45.6%	12.2%	5.3%	5.3%	0.0%	1.8%	100%
労務職	標準的な職務	調理師	調理主任 看護助手	総調理長 調理長 看護助手						
	職員数	3人	4人	8人						15人
	構成比	20.0%	26.7%	53.3%						100%

看護師養成事業

区 分		1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	計
教員職	標準的な職務		専任教員	専任教員	専任教員	教務主任	学院長			
	職員数		3人	5人	1人	1人	1人			11人
	構成比		27.3%	45.6%	9.1%	9.1%	9.1%			100%
事務職	標準的な職務						事務長			
	職員数						1人			1人
	構成比						100.0%			100%

3 職員の勤務時間その他の勤務条件の状況

◇勤務時間

1 週間の勤務時間	1 日の勤務時間	勤務の開始時間	勤務の終了時間	休憩時間
38時間45分	7時間45分	8時30分	17時15分	1時間

◇年次有給休暇

年次有給休暇は、労働者の心身の疲労を回復させ、労働力の維持培養を図ることを目的として、労働基準法第39条の規定に従って与えられる有給の就労義務免除の休息です。

また、年次有給休暇は一年間に20日間付与されますが、請求権発生後2年以内に権利を行使しなければ時効により消滅し、時効で消滅しない限り翌年に繰り越されます。

(年次有給休暇の取得状況)

総付与日数	総取得日数	全対象職員数	平均取得日数	消化率
17,458.1日	4,091.8日	484人	8.5日	23.4%

※全対象職員数は、令和6年1月1日から同年12月31日まで在職した職員数(育児休業・休職中の職員は除く)です。

また、総付与日数は、全対象職員に付与された日数(前年からの繰越分を含む)を合計したものです。

4 職員の休業に関する状況

◇育児休業及び部分休業

育児休業は、3歳に満たない子を養育するため、子が3歳に達するまでの期間内で職務に従事しないことを可能にする制度です。

部分休業は、小学校就学前の子を養育するため、子が小学校に就学するまでの期間内で1日の勤務時間の一部(上限2時間)について職務に従事しないことを可能にする制度です。

(育児休業の取得状況)

区分	取得者数	取 得 期 間 別 内 訳					
		6 月以下	6 月超 1 年以下	1 年超 1 年 6 月以下	1 年 6 月超 2 年以下	2 年超 2 年 6 月以下	2 年 6 月超 3 年以下
男性	3人	3人					
女性	10人		4人	5人	1人		
	18人		7人	9人	2人		
計	31人	3人	11人	14人	3人		

※上段は、令和6年度新規取得者数、下段は前年度から引き続き取得している職員の数です。

(部分休業の取得状況)

区分	取得者数	取 得 期 間 別 内 訳					
		6 月以下	6 月超 1 年以下	1 年超 1 年 6 月以下	1 年 6 月超 2 年以下	2 年超 2 年 6 月以下	2 年 6 月超 3 年以下
男性	0人						
	0人						
女性	4人	3人	1人				
	2人			2人			
計	6人	3人	1人	2人			

※上段は、令和6年度新規取得者数、下段は前年度から引き続き取得している職員の数です。

5 職員の分限及び懲戒処分状況

◇分限処分

分限処分は、公務能率の維持やその適正な運営の確保の目的から、勤務実績不良、心身の故障等のため職責を十分に果たせない場合などに行う不利益処分で、免職、休職、降任、降給の4種類があります。

処分の種類	処分の事由	件数
休 職	地方公務員法第28条第2項第1号	5件

◇懲戒処分

懲戒処分は、職務上の義務違反や公務員としてふさわしくない非行がある場合に、公務における規律と秩序の維持を目的として行われる不利益処分で、免職、停職、減給、戒告の4種類があります。ただし、非行の内容、程度、その他の事情等を総合的に判断し懲戒処分とするには至らない場合には、文書や口頭により注意を与えることがあります。

※令和6年度において、懲戒処分の該当者はありませんでした。

◇地方公務員の服務規律の概要

全ての職員は、全体の奉仕者として公共の利益のために勤務し、全力を挙げて職務の遂行に専念することが、職員の服務の根本基準と定められています。

(地方公務員法に定められている職員の義務)

条 文	事 項	区 分
31条	服務の宣誓	身分上
32条	法令等及び上司の業務上の命令に従う義務	職務遂行上
33条	信用失墜行為の禁止	身分上
34条	秘密を守る義務	身分上
35条	職務に専念する義務	職務遂行上
36条	政治的行為の制限	身分上
37条	争議行為等の禁止	身分上
38条	営利企業等の従事制限	身分上

◇営利企業等の従事状況

- ・ 令和6年度許可件数 86件
- ・ 従事時間 勤務時間外

◇職務に専念する義務の特例に関する条例による免除の状況

(主な免除事由)

- ・ 各種研修会への参加
- ・ 各種健康診断の受診
- ・ 地方公務員法第42条に基づいて実施される厚生事業への参加

6 職員の研修の状況

職員研修は地方公務員法第39条に基づき、職員の公務能率向上と人材育成を目的に職員研修を実施しています。

(主な研修等)

研修名	開催場所	内 容	開催日および対象者	総人数
新規採用職員研修	講堂	・感染予防 ・事故防止 ・患者の権利と個人情報保護 ・各部門担当者による研修	令和6年4月1, 2日 新採用職員	22人
感染対策研修会	講堂	・感染管理 梅毒／水痘・MMRの病態と検査について	令和6年8月8, 14, 15, 21, 26, 29日, 9月2, 4日 全職員	541人
医療安全研修会	eラーニング	・スイスチーズモデル よりよいコミュニケーションのために気配りについてガバナンス	令和6年6月17日～7月17日 全職員	561人
感染対策研修会	講堂	・結核 疾患について、結核管理 服薬について	令和6年12月10, 12, 17, 19, 25日 令和7年1月9, 14, 15, 16日 全職員	543人
医療安全研修会	eラーニング	・薬剤誤投与について ・医療ガス研修について ・サイバーセキュリティについて	令和7年2月13日～3月13日 全職員	564人

(研修会・学会)

※Web等の参加含む

主な研修会・学会	対象者	総人数
日本内科学会講演会、日本循環器学会学術集会、日本消化器外科学会総会、日本救急医学総会、日本麻酔科学会学術集会、日本外科学会学術集会、日本脳神経血管内治療学会学術集会 他	医療部職員	112人
認定看護管理者教育課程（セカンドレベル、ファーストレベル） 看護補助者の更なる活用のための看護管理者研修 第28回群馬県看護学会 医療安全研修会（苦情・クレーム対応研修会） 他	看護部職員	53人
群馬県薬学大会、日本医療薬学会年会、第36回日本臨床微生物学会総会学術集会 第42回薬剤師研修会、日本放射線技師会告示研修、日本放射線技術学会、 第40回日本栄養治療学会学術集会、がんのリハビリテーション研修 臨床工学技士の業務範囲追加に伴う厚生労働大臣指定による研修 他	医療技術部職員	101人

7 職員の福祉及び利益の保護の状況

◇職員の健康の保持増進対策

(健康診断及び疾病予防)

種 類	受診者数/接種者数	内 容 等
定期健康診断	509人	正職員及び会計年度職員を対象に実施 (人間ドック受診者の一部除く)
人間ドック	234人	一泊二日ドック 8人 日帰りドック 213人 脳ドック 13人
インフルエンザ予防接種	535人	院内感染防止対策として希望者に実施

(ストレスチェック)

労働安全衛生法に基づき、職員のメンタルヘルス不調を未然に防止するために行っています。

受 検 者	内 容 等
476人	正職員及び臨時職員を対象に実施 集団分析や産業医による高ストレス者への面接指導

◇労働安全衛生法に基づく安全衛生管理の状況

邑楽館林医療企業団職員安全衛生管理規程に基づく産業医等の設置状況

(産業医)

氏 名	所属等
須 藤 亮	公立館林厚生病院 副院長兼医療安全管理室長

産業医の業務(邑楽館林医療企業団職員安全衛生管理規程第7条第2項関係)

- ・健康診断の実施及びその結果に基づく職員の健康を保持するための措置に関する業務
- ・職場環境の維持管理に関する業務
- ・作業の管理に関する業務
- ・職員の健康管理に関する業務
- ・健康教育、健康相談その他職員の健康の保持増進を図るための措置に関する業務
- ・衛生教育に関する業務
- ・職員の健康障害の原因の調査及び再発防止のための措置に関する業務

産業医が実施した職場巡視の状況

- ・期 日 毎月1回
- ・実施場所 病院内

衛生委員会委員の業務(邑楽館林医療企業団職員安全衛生管理規程第10条関係)

- ・職員の健康障害及び危険を防止するための基本となるべき対策
- ・職員の健康の保持増進を図るための基本となるべき対策
- ・公務災害の原因及び再発防止対策で衛生に係るもの
- ・前3号のほか、職員の健康障害の防止及び健康の保持増進に関する重要事項

◇災害補償の実施状況

公務災害補償制度は、職員が公務上の災害又は通勤による災害を受けた場合に、その災害によって生じた損害の補てんと職員・遺族の援護を図るために必要な事業を行うことを目的とした制度です。

公務災害の認定件数（令和6年度）

- ・公務災害 5件
- ・通勤災害 0件

◇互助会に対する助成の状況

互助会組織である邑楽館林医療企業団職員共済会は、職員の相互救済及び福利厚生を図ることを目的として、給付事業、助成事業などの共済事業のほか、職員の保健、元気回復等の厚生に関する事業を実施しています。

邑楽館林医療企業団職員共済会の運営費用は、共済事業については会員である職員の掛金、厚生に関する事業については組合からの助成金を主な財源としています。

令和6年度の予算額は29,132,000円で、その内、企業団からの助成金は2,570,000円となっています。

◇共済制度の概要

地方公務員の共済組合制度は、社会保険制度の一環として、相互救済によって組合員及びその家族の生活の安定と福祉の向上に寄与するとともに、職務の能率的運営に資することを目的として設けられております。

群馬県市町村職員共済組合では、組合員である職員の掛金と地方公共団体の負担金を財源として、その目的を達成するために、大きく分けて次の3つの事業を行っています。

- ☆短期給付事業・・・組合員及びその被扶養者の病気、負傷、出産、死亡、災害等の保険事故が生じた場合、これらの事故に応じた需要を充たす給付を行っています。
- ☆長期給付事業・・・組合員が一定期間勤務して退職又は死亡した時の年金給付等を行っています。
- ☆福祉事業・・・組合員及びその被扶養者に対して、健康増進のための保健事業、貯金・貸付・物資供給事業を行っています。